

貸金業法の3条施行・4条施行の対応に係るアンケート結果

調査目的

本調査は、当協会協会員へのアンケート調査を実施し、貸金業法の3条施行・4条施行に係る準備状況等の実態を把握し、協会員各社の業務運営の適正化および必要な対応等を検討することを目的とした。

調査手法

(1) 調査対象	日本貸金業協会員各社 計 3,700 (平成 20 年 4 月 21 日現在)
(2) 調査票回収数	2,391社 (回収率 64.6%) ・ 内有効回答数2,387社
(3) 調査方法	郵送調査法
(4) 調査期間	平成 20 年 5 月 9 日～5 月 21 日
(5) 調査主体	日本貸金業協会 企画調査部
(6) その他	本件アンケートに関する問合せ 206 件 (5.6%)

(注 1) 調査票回収数は、6/4 迄にデータ入力済の回答票数

(注 2) 本件アンケートに関する問合せは、全て電話による協会員からの問合せ

標本構成 (集計・分析対象)

(n=2,387)

	残高規模	協会員数		回答あり		回答なし	
		協会員数	構成比%	回答あり	構成比%	回答なし	構成比%
貸付 残高	残高 0	399	10.8	194	8.1	205	15.6
	1 円超～5 千万円	1,338	36.2	769	32.2	569	43.3
	5 千万円超～1 億円	436	11.8	279	11.7	157	12.0
	1 億円超～5 億円	670	18.1	433	18.1	237	18.1
	5 億円超～10 億円	212	5.7	151	6.3	61	4.6
	10 億円超～100 億円	383	10.4	319	13.4	64	4.9
	100 億円超～500 億円	68	1.8	59	2.5	9	0.7
	500 億円超～1000 億円	22	0.6	16	0.7	6	0.5
	1000 億円超～5000 億円	31	0.8	27	1.1	4	0.3
	5000 億円超	12	0.3	11	0.5	1	0.1
	< 不明 >	129	3.5	129	5.4	—	—
		3,700	100	2,387	100	1,313	100

(注 1) 「協会員数」 3,700 社の貸付残高区分別内訳数については、該当会社の昨年度中の申告残高をベースに分類、「回答あり」の内訳数は本アンケートにおける申告残高で分類している。

(注 2) 設問によって、回答の対象となる標本数 (n) は異なる。

目 次

〔1〕	調査目的 -----	1
〔2〕	調査手法 -----	1
〔3〕	標本構成 -----	1
〔4〕	調査結果 -----	3～19
	I. 業務の状況について -----	3～ 4
	1. 決算期末時点の貸金業法に係る貸付残高	
	<参考 1> 個人向け貸付残高	
	2. 新業態区分への移行状況	
	II. 3 条・4 条施行の具体的内容について -----	5～ 6
	1. 3 条施行、4 条施行の内容に関する認知状況	
	2. 「具体的な内容を一部知っている」と回答した協会の項目別認知状況	
	III. 財産的基礎要件引上げについて -----	7～ 9
	1. 現状の純資産額について	
	2. 今後の対応方針について	
	(1) 純資産額 2,000 万円未満と回答した協会の対応について	
	(2) 純資産額 2,000 万円～5,000 万円未満と回答した協会の対応について	
	(3) 現時点で具体的に検討している方法等について	
	IV. 貸金業務取扱主任者資格試験制度について -----	10～11
	1. 延べ人数	
	2. 社あたりの平均	
	<参考 3-1> 開催地別見込受験者数	
	V. 指定信用情報機関制度について -----	12～18
	1. 信用情報機関への加入状況	
	(1) 信用情報機関への加入率	
	<参考 4> 「加入していない」と回答した協会の業態区分・残高規模	
	(2) 「加入している」と回答した協会の信用情報機関別の加入状況	
	(3) 「加入している」と回答した協会の重複加入状況	
	(4) 「加入している」と回答した協会の利用方法	
	2. 対応予定	
	(1) 「加入していない」と回答した協会の今後の対応予定	
	(2) 「加入していない」と回答した協会の 4 条施行後の利用方法	
	3. システム対応の状況	
	(1) 本項への回答社数	
	(2) 信用情報機関主催の説明会等への参加状況	
	(3) 指定信用情報機関への加入意向	
	(4) システム対応の進捗状況	
	(5) システム化における影響度合い	
	(6) システム開発に要する期間	
	VI. 3 条、4 条施行に係る、体制整備上の課題等について -----	18～19

[I. 業務の状況について]

業務の状況等に関するヒアリングの回答結果は、次のとおりである。

1. 決算期末時点の貸金業法に係る貸付残高 (n=2,387)

	残高規模	合計		法人		個人	
			構成比%		構成比%		構成比%
貸付 残高	残高 0	194	8.6	139	9.2	55	7.3
	1 円超～5 千万円	769	34	261	17.4	508	67.4
	5 千万円超～1 億円	279	12.4	175	11.6	104	13.8
	1 億円超～5 億円	433	19.2	361	24	72	9.6
	5 億円超～10 億円	151	6.7	139	9.2	12	1.6
	10 億円超～100 億円	319	14.1	317	21.1	2	0.3
	100 億円超～500 億円	59	2.6	59	3.9	0	0.0
	500 億円超～1000 億円	16	0.7	16	1.1	0	0.0
	1000 億円超～5000 億円	27	1.2	27	1.8	0	0.0
	5000 億円超	11	0.5	11	0.7	0	0.0
			2,258	100	1,505	100	753

(注) 未回答 n=129

<参考 1> 個人向け貸付残高 (n=2,387)

	残高規模	合計		法人		個人	
			構成比%		構成比%		構成比%
貸付 残高	残高 0	448	19.8	353	23.4	95	12.6
	1 円超～5 千万円	839	37.2	329	21.8	510	67.7
	5 千万円超～1 億円	243	10.8	158	10.5	85	11.3
	1 億円超～5 億円	326	14.5	272	18.1	54	7.2
	5 億円超～10 億円	100	4.4	92	6.1	8	1.1
	10 億円超～100 億円	220	9.7	219	14.6	1	0.1
	100 億円超～500 億円	43	1.9	43	2.9	0	0.0
	500 億円超～1000 億円	10	0.4	10	0.7	0	0.0
	1000 億円超～5000 億円	20	0.9	20	1.3	0	0.0
	5000 億円超	9	0.4	9	0.6	0	0.0
			2,258	100	1,505	100	753

(注) 未回答 n=129

2. 新業態区分への移行の状況 (n=2,387)

	旧業態区分	社数	
			構成比%
①	消費者向無担保貸金業者	1,042	48.4
②	消費者向有担保貸金業者	192	8.9
③	事業者向貸金業者	583	27.1
④	銀行系クレジットカード会社	131	6.1
⑤	信販会社	56	2.6
⑥	流通・メーカー系クレジットカード会社	75	3.5
⑦	不動産関係等金融会社	38	1.8
⑧	リース会社	37	1.7
合計		2,154	100



	新しい業態区分	社数	
			構成比%
①	消費者向無担保貸金業者	999	46.4
②	消費者向有担保貸金業者	153	7.1
③	消費者向住宅向貸金業者	46	2.1
④	事業者向貸金業者	434	20.1
⑤	手形割引業者	86	4.0
⑥	クレジットカード会社	174	8.1
⑦	信販会社	67	3.1
⑧	流通・メーカー系会社	36	1.6
⑨	建設・不動産業者	50	2.3
⑩	質屋	6	0.3
⑪	リース会社	39	1.8
⑫	日賦貸金業者	64	3.0
合計		2,154	100

(注) ※新業態区分：未回答 n=311

- ・ 残高規模別の業者数では5千万円以下の構成比が全体の42.7%と最も多い。また、法人・個人の別で見ると、個人業者では5千万円以下が4分の3(74.8%)、法人業者では26.5%となっている。
- ・ 個人向け貸付残高のみの残高規模で見ると。法人、個人業者とも5千万円以下が最も多い。
- ・ 業態別の業者数は、消費者向無担保貸金業者が全体の46.4%、ついで事業者向貸金業者が20.1%となっている。

[Ⅱ. 3条施行・4条施行の具体的内容について]

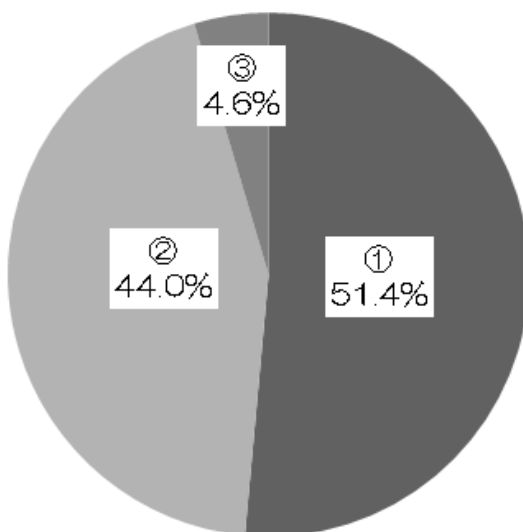
3条・4条施行の具体的内容等に関するヒアリングの回答結果は、次のとおりである。

1. 3条施行、4条施行の内容に関する認知状況 (n=2,387)

	合計		法人		個人	
		構成比%		構成比%		構成比%
① 具体的な内容を全て知っている	1,154	51.4	887	59.4	267	35.6
② 具体的な内容を一部知っている	986	44.0	550	36.8	436	58.2
③ 知らない	103	4.6	57	3.8	46	6.1
合計	2,243	100	1,494	100	749	100

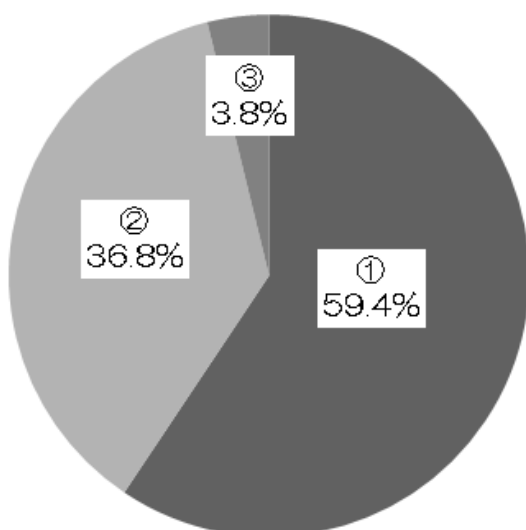
(注) 未回答 n=144

<全体>

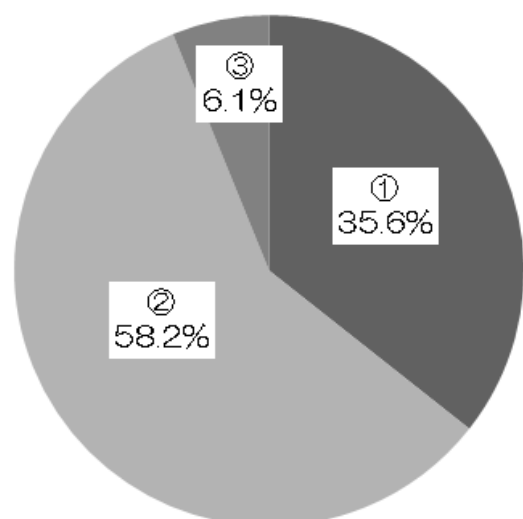


- ① 具体的な内容を全て知っている
- ② 具体的な内容を一部知っている
- ③ 知らない

<法人>



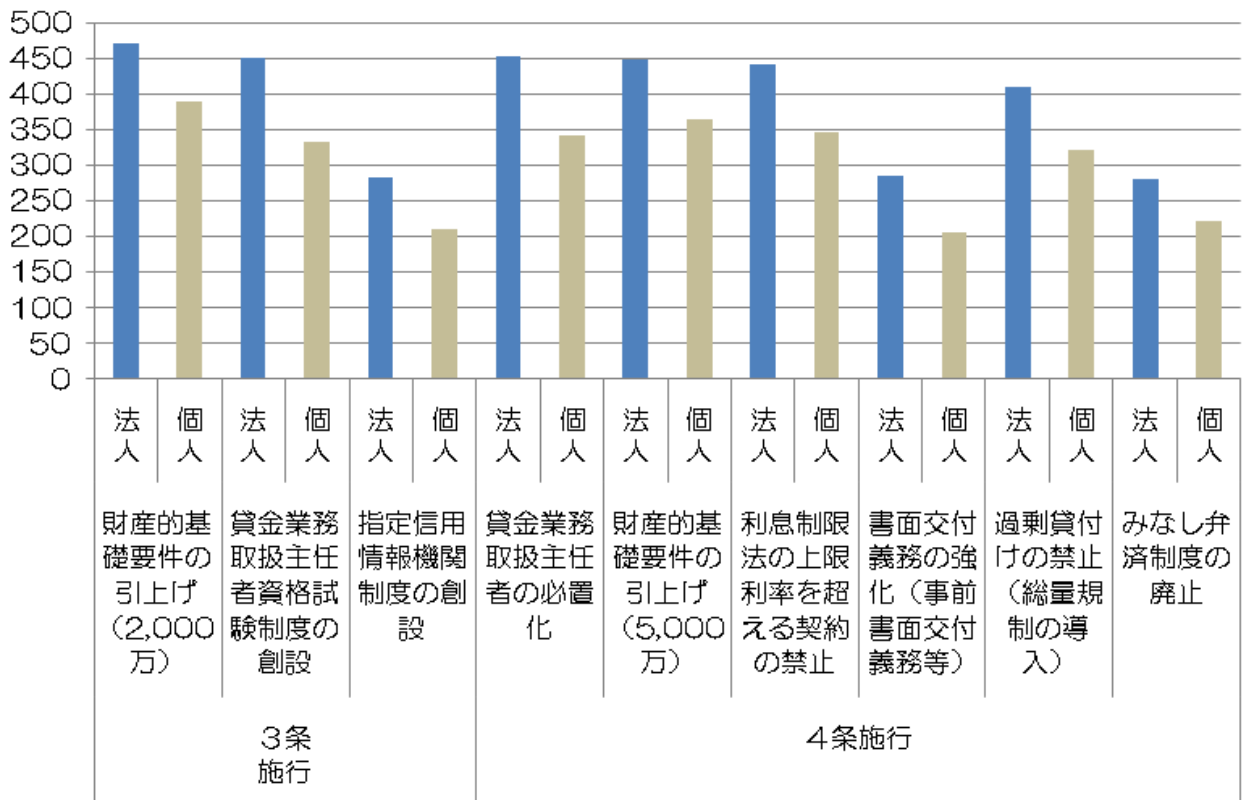
<個人>



2. 「②具体的な内容を一部知っている」と回答した協会の項目別認知状況 (n=986)

		合計/986		法人/550		個人/436	
			割合%		割合%		割合%
施行 3条	財産的基礎要件の引上げ (2,000万)	860	87.2	471	85.6	389	89.2
	貸金業務取扱主任者資格試験制度の創設	783	79.4	450	81.8	333	76.4
	指定信用情報機関制度の創設	490	49.7	281	51.1	209	47.9
施行 4条	貸金業務取扱主任者の必置化	795	80.6	453	82.4	342	78.4
	財産的基礎要件の引上げ (5,000万)	812	82.4	447	81.3	365	83.7
	利息制限法の上限利率を超える契約の禁止	787	79.8	440	80.0	347	79.6
	書面交付義務の強化 (事前書面交付義務等)	490	49.7	285	51.8	205	47.0
	過剰貸付けの禁止 (総量規制の導入)	729	73.9	408	74.2	321	73.6
	みなし弁済制度の廃止	502	50.9	280	50.9	222	50.9

(注) 割合%は、複数回答のため各設問に回答のあった協会員数に対するもの



- ・3条4条施行の実施に関しては、その内容を51%が「全て知っている」、44%が「一部知っている」と回答しており、「知らない」と回答した事業者は、5%程度に留まった。
- ・内容を「一部知っている」と回答した事業者による具体的内容については、「財産的基礎要件の引上げ (2,000万円)」が相対的に認知度が最も高い結果となった。
- ・3条施行における「指定信用情報機関制度の創設」と、4条施行における「書面交付義務の強化」は、相対的に認知度が低い結果となった。

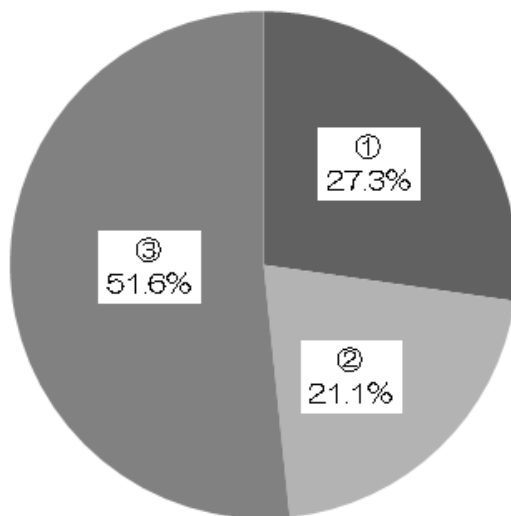
[Ⅲ. 財産的基礎要件引上げについて]

財産的基礎要件の引上げ等に関するヒアリングの回答結果は、次のとおりである。

1. 現状の純資産額について (n=2,387)

		合計		法人		個人	
		数	構成比%	数	構成比%	数	構成比%
～2,000万円未満	(3条施行での対応が迫られる業者数)	608	27.3	347	23.3	261	35.1
2,000万円～5,000万円未満	(4条施行での対応が迫られる業者数)	470	21.1	203	13.7	267	35.8
5,000万円以上	(対応が必要のない業者数)	1,152	51.6	935	63.0	217	29.1
合計		2,230	100	1,485	100	745	100

(注1) ※未回答 n=157



- ① 3条施行時対応要業者
[～2,000万円未満]
- ② 4条施行時対応要業者
[2,000万円～5,000万円未満]
- ③ 対応不要業者
[5,000万円以上]

2. 今後の対応方針について (n=2,230)

(1) 純資産額 2,000万円未満と回答した協会員 (n=608)

	合計		法人		個人	
	数	構成比%	数	構成比%	数	構成比%
3条施行時、4条施行時に段階的に対応(増資等)予定	245	40.3	160	46.1	85	32.6
3条施行時には対応(増資等)するが、4条施行時には対応予定なし	175	28.8	92	26.5	83	31.8
3条施行時に対応(増資等)する予定はない	163	26.8	82	23.6	81	31.0
不明(未回答)	25	4.1	13	3.8	12	4.6
合計	608	100	347	100	261	100

(2) 純資産 2,000万円～5,000万円未満と回答した協会員 (n=470)

	合計		法人		個人	
	数	構成比%	数	構成比%	数	構成比%
3条施行時、4条施行時に段階的に対応(増資等)予定	233	49.6	119	58.6	114	42.7
3条施行時には対応(増資等)するが、4条施行時には対応予定なし	180	38.3	62	30.5	118	44.2
不明(未回答)	57	12.1	22	10.9	35	13.1
合計	470	100	203	100	267	100

(3) 現時点で具体的に検討している方法等について

◇フリー記載欄に回答した協会の業態区分・残高規模（回答のあった協会員 n=297）

		合計		個人		法人		残高規模（億円）		
		数	構成比	数	構成比	数	構成比	0-100未満	100-500	500以上
			%		%		%			
業 態 区 分	消費者向無担保貸金業者	133	44.8	67	59.8	66	35.7	66	0	0
	消費者向有担保貸金業者	26	8.8	5	4.5	21	11.4	21	0	0
	消費者向住宅向貸金業者	5	1.7	0	0.0	5	2.7	5	0	0
	事業者向貸金業者	63	21.2	12	10.7	51	27.6	51	0	0
	手形割引業者	18	6.1	4	3.6	14	7.6	14	0	0
	クレジットカード会社	2	0.7	0	0.0	2	1.1	2	0	0
	信販会社	2	0.7	0	0.0	2	1.1	2	0	0
	流通・メカ系会社	4	1.3	0	0.0	4	2.2	4	0	0
	建設・不動産業者	4	1.3	0	0.0	4	2.2	4	0	0
	質屋	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0
	リース会社	2	0.7	0	0.0	2	1.1	2	0	0
	日賦貸金業者	16	5.4	10	8.9	6	3.2	6	0	0
	不明（未回答・他）	22	7.4	14	12.5	8	4.3	8	0	0
	合計	297	100	112	100	185	100	185	0	0

<参考2>アンケート票フリー記載欄に頂いた主な意見を集約すると下記の通り。

分類	主な内容	割合%
増資等	<ul style="list-style-type: none"> ●第三者割当増資を検討 ●現物出資による増資を検討 	46.1
借入等	<ul style="list-style-type: none"> ●銀行等への融資の申込みを検討 ●親族、知人等への借入を検討 ●借入金の債権放棄をお願いする 	7.1
営業等	<ul style="list-style-type: none"> ●消費者無担保貸付以外に有担保貸付・事業者向貸付等に力を入れて貸付残高を増やすことを検討 ●新規顧客を開拓する 	5.4
資産処分	<ul style="list-style-type: none"> ●個人所有の不動産を資産として出すことを検討 	10.1
廃業	<ul style="list-style-type: none"> ●施行後は、廃業を予定している 	5.1
経費等	<ul style="list-style-type: none"> ●共同出資等により個人事業から法人事業への転換を検討 ●経費を削減する 	4.4
その他 (要望等)	<ul style="list-style-type: none"> ●具体的な方法が、見つからない ●協会から具体的な対応等について、ご指導を頂きたい。 	12.8

(注) 割合%は、回答のあった協会員数（n=297）に対するもの

- ・現状で4条施行が求める財産的基礎要件をクリアしている業者は1,152社、51.6%となっており、1,078社、48.4%は4条施行までに対応が求められている。
(3条施行までに608件、27.3%、4条施行までに470件、21.1%)
- ・なお、財産的基礎要件上に対応が必要でありながら、対応予定なしとしている事業者は、3条施行時で163社、4条施行時で355社(180+175)、合計で518社。
- ・財産的基礎要件充足への具体的対応策について自由記入方式で回答を聴取したところ、「増資を行う」との回答が最も多かったが、その具体的手法等について言及した回答は少ない。

[IV. 貸金業務取扱主任者資格試験制度について]

新たな貸金業務取扱主任者資格試験制度等に関するヒアリングの回答結果は、次のとおりである。

(1) 延べ数

	合計	個人	法人	残高規模 (億円)		
				0-100未満	100-500未満	500以上
①4条施行以降配置を要する主任者資格保有者	12,587	771	11,816	4,565	735	6,516
②3条施行～4条施行の間に受験させる予定人数	26,697	814	25,883	7,111	1,904	16,868

(2) 1社あたり平均

	合計	個人	法人	残高規模 (億円)		
				0-100未満	100-500未満	500以上
①4条施行以降配置を要する主任者資格保有者	6	1	8	3	12	121
②3条施行～4条施行の間に受験させる予定人数	12	1	17	5	32	312

<参考3-1>開催地別見込受験者数

受験地	見込人数		受験地	見込人数	
	見込人数	構成比%		見込人数	構成比%
札幌	1,275	4.6	広島	1,166	4.2
仙台	1,577	5.6	高松	901	3.2
東京	11,267	40.2	熊本	609	2.2
名古屋	2,109	7.5	福岡	2,693	9.6
金沢	502	1.8	沖縄	627	2.2
大阪	5,288	18.9	合計	28,014	100

※ (1) 延べ数の③受験予定人数合計26,697人に対し、<参考2>の合計28,014人が上回っている結果については、希望受験地として複数の受験地を重複回答していることなどが主な原因となっている。

<参考3-2>

	合計	個人	法人	残高規模 (億円)		
				0-100 未満	100-500 未満	500 以上
				本項設問にて、 「①の回答数 \geq ②の回答数」 と回答のあった業者数	1,527	651

(注) 「3条施行～4条施行の間に受験させる予定人数」において、スペースで回答したものを含む

- ・4条施行後に配置が必要となる主任者資格保有者（見込み）は、12,587名であった。
- ・それに対し、3条施行から4条施行までの1年間の受験者延べ人数（見込み）は、26,697人であり、必要人員確保のために約2倍の社員を受験させる傾向である。
- ・また、参考までに受験希望地を聴取したところ、東京、大阪、福岡、名古屋の大都市圏に受験希望が集中している。
- ・なお、<参考3-2>の結果から、あらためて試験を受けなくても良いものかと誤解のあることも推測される。

[V. 指定信用情報機関制度について]

指定信用情報機関への加入状況等に関するヒアリングの回答結果は、次のとおりである。

1. 加入の状況

(1) 信用情報機関への加入率 (n=2,387)

	加入していない		加入している		加入率(%)
		構成比%		構成比%	
全 体	1,123	100	1,070	100	48.8
個人	504	44.9	232	21.7	31.5
法人	619	55.1	838	78.3	57.5
残高0	102	9.1	33	3.1	24.4
1円超～5千万円	163	14.5	94	8.8	36.6
5千万円超～1億円	90	8.0	83	7.8	48.0
1億円超～5億円	130	11.6	218	20.4	62.6
5億円超～10億円	44	3.9	90	8.4	67.1
10億円超～100億円	72	6.4	232	21.7	76.3
100億円超～500億円	13	1.2	40	3.7	75.5
500億円超～1000億円	2	0.2	14	1.3	87.5
1000億円超～5000億円	3	0.3	24	2.2	88.9
5000億円超	0	0.0	10	0.9	100.0

(注) 未回答 n=194

<参考4> 「加入していない」と回答した協会の業態区分・残高規模 (n=1,123)

	合計	構成比 %	個人	構成比 %	法人	構成比 %	残高規模 (億円)			
							0-100未満	100-500	500以上	
業 態 区 分	消費者向無担保貸金業者	482	42.9	335	66.5	147	23.7	145	1	1
	消費者向有担保貸金業者	88	7.8	33	6.5	55	8.9	55	0	0
	消費者向住宅向貸金業者	26	2.3	0	0.0	26	4.2	24	1	1
	事業者向貸金業者	291	25.9	56	11.1	235	38.0	223	9	3
	手形割引業者	45	4.0	12	2.4	33	5.3	32	1	0
	クレジットカード会社	4	0.4	0	0.0	4	0.6	4	0	0
	信販会社	7	0.6	0	0.0	7	1.1	6	1	0
	流通・メカ系会社	1	0.1	0	0.0	1	0.2	1	0	0
	建設・不動産業者	41	3.7	2	0.4	39	6.3	39	0	0
	質屋	5	0.4	0	0.0	5	0.8	5	0	0
	リース会社	27	2.4	0	0.0	27	4.4	27	0	0
	日賦貸金業者	31	2.8	24	4.8	7	1.1	7	0	0
	不明	75	6.7	42	8.3	33	5.3	33	0	0
	合計	1,123	100	504	100	619	100	601	13	5

(注) 個人向け貸付残高のない事業者もnに含まれる。

(2) 「加入している」と回答した協会の信用情報機関別の加入状況 (n=1,070)

	合計	現在加入している信用情報機関									
		JIC		CIC		CCB		テネット		KSC	
			割合%		割合%		割合%		割合%		割合%
回答社数	1,070	665	62.1	354	33.1	207	19.3	293	27.4	142	13.3
消費者向無担保貸金業者	490	397	81.0	53	10.8	28	5.7	115	23.5	23	4.7
消費者向有担保貸金業者	61	49	80.3	5	8.2	2	3.3	12	19.7	3	4.9
消費者向住宅向貸金業者	19	5	26.3	10	52.6	6	31.6	1	5.3	2	10.5
事業者向貸金業者	133	105	78.9	21	15.8	9	6.8	34	25.6	19	14.3
手形割引業者	38	29	76.3	5	13.2	2	5.3	10	26.3	2	5.3
外資カード会社	161	16	9.9	161	100	118	73.3	79	49.1	89	55.3
信販会社	56	19	33.9	53	94.6	22	39.3	18	32.1	0	0.0
流通・メーカー系会社	34	10	29.4	31	91.2	12	35.3	13	38.2	0	0.0
建設・不動産業者	9	5	55.6	1	11.1	3	33.3	0	0.0	0	0.0
質屋	1	1	100	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
リース会社	11	0	0.0	10	90.9	4	36.4	5	45.5	0	0.0
日賦貸金業者	32	25	78.1	4	12.5	1	3.1	6	18.8	4	12.5
不明	25	4	16.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

(注1) 重複回答があるため、nは一致しない

(注2) 割合%は、「加入している」と回答のあった社数(合計)に対するもの

(3) 「加入している」と回答した協会の重複加入状況 (n=1,070)

	合計		個人		法人		残高規模 (億円)		
		構成比 %		構成比 %		構成比 %	0-100未満	100-500	500以上
5つの機関に加入している	6	0.6	0	0.0	6	0.7	5	0	1
4つの機関に加入している	69	6.6	0	0.0	69	8.3	57	5	7
3つの機関に加入している	96	9.1	0	0.0	96	11.6	75	8	13
2つの機関に加入している	148	14.1	0	0.0	148	17.9	116	13	19
1つの機関に加入している	731	69.6	222	100.0	509	61.5	487	14	8
合計	1,050	100	222	100	828	100	740	40	48

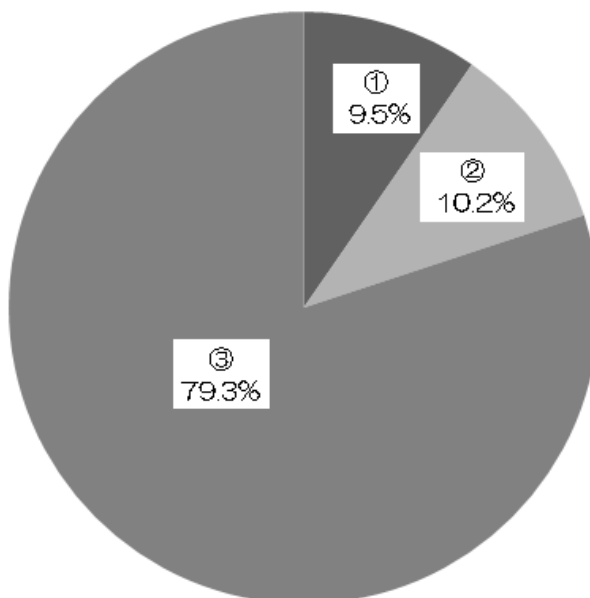
(注) 未回答 n=20

(4)「加入している」と回答した協会の利用方法 (n=1,070)

	自社システムを保有し、信用情報機関へバッチ照会している。		系列会社のシステムを利用している		信用情報機関の専用端末を利用している	
	数	構成比%	数	構成比%	数	構成比%
全体	100	100	109	100	855	100
法人	100	100.0	105	100.0	628	73.5
個人	0	0.0	0	0.0	227	26.5

(注) 未回答 n=10

■現在、信用情報機関の何れかを利用してしている協会のうち、「自社システムを保有し、信用情報機関へバッチ照会をしてしている。」割合は、9.3% (100社/1,070社) となっている。



- ① 自社システムを保有し、信用情報機関へバッチ照会している
- ② 系列会社のシステムを利用している
- ③ 信用情報機関の専用端末を利用している

- ・加入率は48.8%であり、4条施行までに51.2%(1,123社)が対応を迫られる。
- ・加入率を法人・個人別に見ると、法人では概ね60%、個人では30%と大きく差異が生じている。
- ・企業規模に比例して加入率も上昇傾向となっている。
- ・現状における利用信用機関は、JICが最も多く、以下CIC、テラネットと続く。
- ・単独の情報機関を利用している先は67.6%、複数の情報機関を併用している先は32.4%である。
- ・情報機関の利用方法としては、約8割の業者は専用端末を利用しており、10%が自社システム対応、10%が系列会社のシステムを利用している。

2. 対応予定

(1) 「加入していない」と回答した協会の今後の対応予定 (n=1,123)

	信用情報機関への加入の 検討・準備を行っている		信用情報機関が指定を受 けた後、準備する		現状、信用情報機関への加 入検討はしていない	
		構成比%		構成比%		構成比%
全 体	213	100	358	100	495	100
個 人	84	39.4	189	52.8	214	43.2
法 人	129	60.6	169	47.2	281	56.8
残高0	42	19.7	12	3.4	45	9.1
1円超～5千万円	28	13.1	57	15.9	69	13.9
5千万円超～1億円	25	11.7	25	7.0	35	7.1
1億円超～5億円	18	8.5	51	14.2	55	11.1
5億円超～10億円	5	2.3	8	2.2	28	5.7
10億円超～100億円	11	5.2	13	3.6	39	7.9
100億円超～500億円	0	0.0	3	0.8	7	1.4
500億円超～1000億円	0	0.0	0	0.0	1	0.2
1000億円超～5000億円	0	0.0	0	0.0	2	0.4
5000億円超	0	0.0	0	0.0	0	0.0

(注) 未回答 n=57

- 「現状、信用情報機関への加入検討はしていない。」と回答した協会のうち、指定信用情報機関の利用方法に回答している協会の割合は、48.5% (240社/495社) となっている。

(2) 「加入していない」と回答した協会の4条施行後の信用情報機関の利用方法 (n=1,123)

	自社システムを保有し、指定信 用情報機関へバッチ照会する		系列会社のシステムを利用す る		指定信用情報機関の専用端末 を利用する	
		構成比%		構成比%		構成比%
全 体	124	100	90	100	527	100
個 人	70	56.5	37	41.1	253	48.0
法 人	54	43.5	53	58.9	274	52.0
残高0	7	5.6	7	7.8	28	5.3
1円超～5千万円	19	15.3	16	17.8	75	14.2
5千万円超～1億円	5	4.0	9	10.0	47	8.9
1億円超～5億円	14	11.3	5	5.6	75	14.2
5億円超～10億円	7	5.6	3	3.3	17	3.2
10億円超～100億円	2	1.6	13	14.4	26	4.9
100億円超～500億円	0	0.0	0	0.0	5	0.9
500億円超～1000億円	0	0.0	0	0.0	1	0.2
1000億円超～5000億円	0	0.0	0	0.0	0	0.0
5000億円超	0	0.0	0	0.0	0	0.0

(注) 未回答 n=382

- 財産的基礎要件の対応を検討している協会のうち、信用情報機関への加入を検討していないと回答した協会の割合は、13.0% (62/478) となっている。

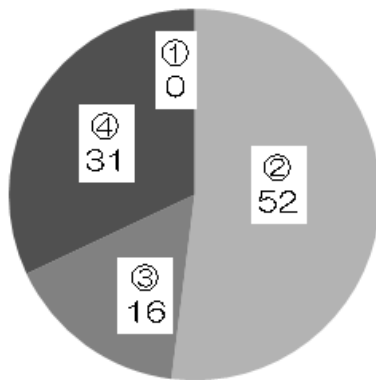
3. システム対応の状況

現状「自社システムを保有し、信用情報機関へバッチ照会している」ないし、「今後その予定がある」と回答した協会の進捗状況及び課題等に関するヒアリングの回答結果は、次のとおりである。

(1) 本項への回答社数 (n=100) と内訳

合計	個人	割合 %	法人	割合 %	残高規模 (億円)		
					0-100 未満	100-500 未満	500 以上
					100	0	0.0

(注) 割合%は、回答のあった協会員数 (n=100) に対するもの



- ① 個人
- ② 法人 (0-100 億円未満)
- ③ 法人 (100-500 億円未満)
- ④ 法人 (500 億円以上)

(2) 信用情報機関主催の説明会等への参加状況 (n=100)

	件数	割合%
	a.加入している機関すべてに出席した	62
b.主要機関のみ出席した	24	24.0
c.出席していない	2	2.0
d.今後の信用情報機関の説明会があれば参加したい	30	30.0
e.未回答	5	5.0

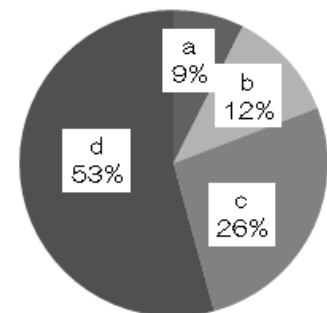
(注 1) 重複回答があるため、nは一致しない

(注 2) 割合%は、回答のあった協会員数 (n=100) に対するもの

(3) 指定信用機関への加入意向 (n=100)

	件数	構成比%
	a.全ての機関に加入する	8
b.2つの機関に加入する	11	12.0
c.1つの機関にのみ加入する	24	26.1
d.現状では未定である	49	53.2

(注) 未回答 n=8

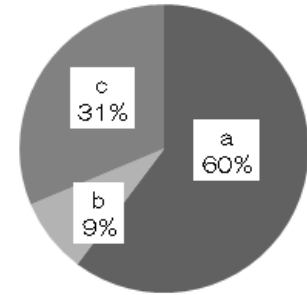


■ 指定信用情報機関への加入意向について回答のあった協会のうち、どの指定信用情報機関へ加入するか未定であると回答した割合は、53.2% (49社/100社) となっている。

(4) システム対応の進捗状況 (n=100)

	件数	
	件数	構成比%
準備中	50	60.3
開発・更改を発注済	7	8.4
未定	26	31.3

(注) 未回答 n=17

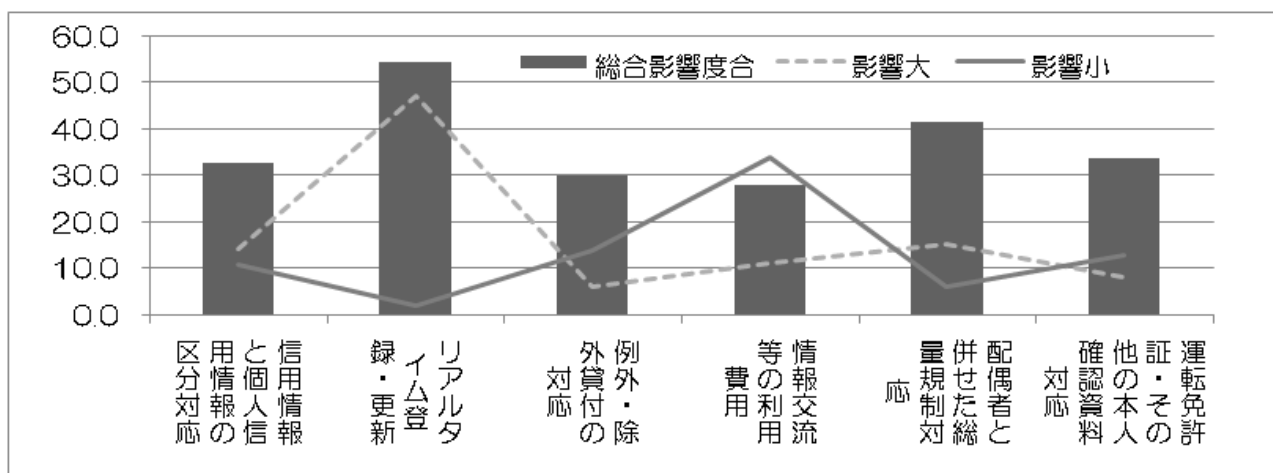


(5) システム化における影響度合 (n=100)

	最も影響が大きい と回答した社数		最も影響が少ない と回答した社数	
	件数	割合%	件数	割合%
信用情報と個人信用情報の区分対応 (同意取得含む)	12	12.0	10	10.0
リアルタイム登録・更新	48	48.0	2	2.0
例外・除外貸付の対応	5	5.0	15	15.0
情報交流等の利用費用	11	11.0	34	34.0
配偶者と併せた総量規制対応	15	15.0	6	6.0
運転免許証・その他の本人確認資料対応	8	8.0	13	13.0

(注1) 未回答及び重複回答があるため、nは一致していない。

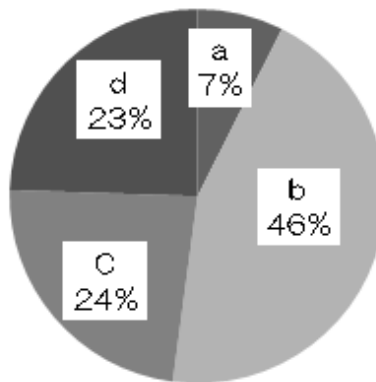
(注2) 割合%は、回答のあった協会員数 (n=100) に対するもの



(6) システム開発に要する期間 (n=100)

想定期間	合計	構成比%	残高規模 (億円)					
			0-100 未満		100-500 未満		500 以上	
			構成比%	構成比%	構成比%	構成比%		
a. 6か月以内程度	6	6.6	4	8.9	0	0.0	2	6.3
b. 7か月~12か月程度	43	46.7	18	40.0	7	46.7	18	56.3
c. 12か月以上	22	23.9	6	13.3	7	46.7	9	28.1
d. わからない	21	22.8	17	37.8	1	6.6	3	9.3
合計	92	100	45	100	15	100	32	100

(注) 未回答 n=8


[VI. その他]

3条、4条施行に係る、体制整備上の課題等について

◇フリー記載欄に回答した協会の業態区分・残高規模 (回答のあった協会 n=329)

業態区分		合計		個人		法人				
		構成比 %	%	構成比 %	%	構成比 %	残高規模 (億円)			
							0-100 未満	100-500	500 以上	
業態区分	消費者向無担保貸金業者	128	38.9	67	68.4	61	26.4	55	1	5
	消費者向有担保貸金業者	24	7.3	6	6.1	18	7.8	17	0	1
	消費者向住宅向貸金業者	9	2.7	0	0.0	9	3.9	8	0	1
	事業者向貸金業者	73	22.2	8	8.2	65	28.1	57	5	3
	手形割引業者	16	4.9	0	0.0	16	6.9	16	0	0
	クレジットカード会社	20	6.1	0	0.0	20	8.7	14	2	4
	信販会社	12	3.6	0	0.0	12	5.2	6	3	3
	流通・メカ系会社	8	2.4	0	0.0	8	3.5	4	2	2
	建設・不動産業者	6	1.8	1	1.0	5	2.2	5	0	0
	質屋	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0
	リース会社	9	2.7	0	0.0	9	3.9	8	0	1
	日賦貸金業者	7	2.1	5	5.1	2	0.9	2	0	0
	不明 (未回答・他)	17	5.2	11	11.2	6	2.6	6	0	0
	合計	329	100	98	100	231	100	198	13	20

<参考5>アンケート票フリー記載欄に頂いた主な意見を集約すると下記の通り。(n=329)

分類	割合(%)
指定信用情報機関制度について	29.6
財産的基礎要件引上げについて	19.2
今後の事業等の見通しについて(廃業等)	16.2
日本貸金業協会への要望等について	11.3
貸金業務取扱主任者資格試験制度について	10.4
総量規制について	10.1
上限金利の引上げについて	3.0
事前書面交付義務の導入等について	2.4
その他	20.1

(注1) 重複回答があるため、nは一致していない

(注2) 割合(%)は、回答のあった協会員数(n=329)に対するもの